

「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアルの

補足について（建築工事）」 概要説明

神奈川県 県土整備部
技術管理課

- 1 建築工事においても、「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（平成20年7月、神奈川県）」を適用します。
- 2 建築工事の補足項目については、次のとおりです。

（1）対象材料を明記した。

（2）鋼材及び燃料油を含む「複合単価」についても、材料費を分離することにより鋼材及び燃料油の材料費を対象とした。

（※複合単価とは、材料費と施工手間などを組み合わせた単価です。）

（3）「鋼材を主な材料とした製品」などについては、材料費の変動額についての評価できる資料の提出が、受注者からあれば対象とした。

工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアルの

補足について(建築工事)

平成20年8月7日策定

神奈川県 県土整備部

技術管理課

建築工事においても、「工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(平成20年7月、神奈川県)」(以下、単品スライド運用マニュアル)により取り扱いをするが、建築工事の積算については、土木工事の積算と比較して次の点が違う。

(1) 単価の構成として、資材単価、労務単価、市場単価の外、複合単価(資材と労務費を合算した単価)がある。

(2) 工事費内訳書の数量については、参考数量として取り扱っている。

なお、土木工事において設計図書の数値は、契約数量であり、最終的には現場の状況に応じて精算変更を基本としている。

(3) 建設機械等の積算について、建築工事独自の歩掛りを採用している。

このため、以下に建築工事において、単品スライド運用マニュアルの取り扱いに留意すべき項目を整理する。

注) ここで、建築工事とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の積算基準による工事並びに公共住宅事業者等連絡協議会の積算基準による工事及びこれらを準拠した工事

1 単品スライド運用マニュアルの補足

以下の章などは、単品スライド運用マニュアルによる。

「第2章 鋼材類」の補足

「2-1 対象材料」について

「2-1-1 対象材料の考え方」

○ 建築工事の対象材料としては、表-1のものを原則として対象とする。

「2-1-2 その他市場単価の扱いなど」

○ 複合単価を用いて積算している工種においては、「建築工事標準歩掛り等」により、材料費を分離し、価格の変動を把握するものとする。

○ 市場単価については、便宜上「参考歩掛り」を活用し、材料費等を把握してもよい。

「2-2 対象数量」について

○ 工事費内訳書の数量を基本とする。

○ 工事費内訳書に記載されている数量が原則として全数、証明できない場合は、その対象材料の数量全てを対象から除く。

「第3章 燃料油」の補足

「3-1 対象材料」について

- 建築工事の対象材料としては、表-1のものを原則として対象とする。
- 複合単価及び市場単価については、「第2章 鋼材類」と同等の扱いとする。

「3-7 算出例」について

- ダンプトラック運搬費等及び建設機械等運搬費等については、歩掛り(参考歩掛りを含む)による設計数量を基本とする。
- 資材価格に含まれる運搬費については、資材単価を基本とする。

表-1 建築工事の対象材料

分類		対象材料及び対象項目		
		(材料単価)	(複合単価)	(市場単価)
鋼 材 類	建 築	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼管杭(SKK) ・鉄筋 ・形鋼 ・平鋼 ・鋼板 ・一般構造用鋼管 ・一般構造用軽量形鋼 ・デッキプレート ・ステンレス鋼板 ・ステンレス形鋼・管 ・高力ボルト ・アンカーボルト ・スクラップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷き鉄板(賃料) ・鋼矢板(賃料) ・形鋼(賃料) ・溶接金網 ・配管用炭素鋼鋼管(白) 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽量鉄骨壁下地 ・軽量鉄骨天井下地
	電 気		<ul style="list-style-type: none"> ・形鋼等(鋼製架台類) 	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼製電線管 ・ケーブルラック
	機 械		<ul style="list-style-type: none"> ・配管用炭素鋼鋼管(黒) ・配管用炭素鋼鋼管(白) ・ステンレス鋼管 ・ライニング鋼管 ・鋳鉄管 ・鋼板、形鋼(高圧ダクト) ・形鋼等(鋼製架台類) 	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼板、形鋼 (低圧ダクト)
<p>※「鋼材を主な材料とした製品(鋼製門扉、鋼製グレーチングなど)」及び「材料に鋼材が含まれる製品(既製コンクリート杭、フリーアクセスフロアなど)」については、受注者からの購入価格、購入先等により、鋼材に係る部分の変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性がある。</p>				
燃 料 油	<p>○内訳書に計上している単価で、燃料油を使用する施工・運搬等を考慮している細目工種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設材運搬 ・土工機械運転 ・土工機械運搬 ・発生土運搬 ・鉄筋運搬 ・型枠運搬 ・鉄骨運搬 ・建具運搬 <p style="text-align: right;">など</p>			

○ 建築工事積算基準類（市販品）

・公共建築工事積算基準

（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）

・公共住宅建築工事積算基準

（公共住宅事業者等連絡協議会 編集）